

(19) 日本国特許庁(JP)

(12) 登録実用新案公報(U)

(11) 実用新案登録番号

実用新案登録第3133423号
(U3133423)

(45) 発行日 平成19年7月12日(2007.7.12)

(24) 登録日 平成19年6月20日(2007.6.20)

(51) Int. Cl. F I
 A 4 1 D 13/12 (2006.01) A 4 1 D 13/12
 A 4 1 D 23/00 (2006.01) A 4 1 D 23/00 D

評価書の請求 未請求 請求項の数 2 O L (全 6 頁)

(21) 出願番号 実願2007-2716 (U2007-2716)
 (22) 出願日 平成19年4月17日(2007.4.17)

(73) 実用新案権者 395004977
 株式会社トンボ
 岡山県玉野市八浜町大崎1212番地
 (74) 代理人 100086346
 弁理士 鮫島 武信
 (72) 考案者 藤澤 久美子
 岡山県玉野市八浜町大崎1212番地 株
 式会社トンボ内

(54) 【考案の名称】 検診用ケープ

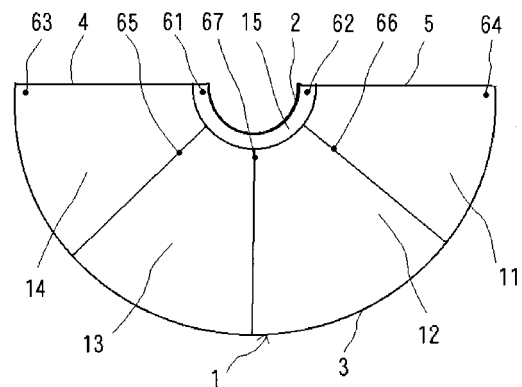
(57) 【要約】 (修正有)

【課題】脱がずとも左右の胸部を別々に且つ迅速に露出させることができ、しかも、露出するために捲り上げた身頃を係止させることができ、円滑にマンモグラフィ検査ができるようにした検診用ケープの提供。

【解決手段】布状シート1の上辺左右両端部に、互いに着脱可能に係合する首周りの係止部61、62が設けられ、この首周りの係止部61、62同士に係止して着用される。裾下の係止部63、64が、下辺左端部と、下辺右端部とのそれぞれに設けられる。この裾下の係止部63、64に対応して、着用時左肩に位置する左上部係止部65と、右肩に位置する右上部係止部66と、背中に位置する背上部係止部67との3カ所の係止部が設けられる。

【選択図】 図1

Fig. 1



【実用新案登録請求の範囲】

【請求項1】

着用者の首の周りに回される上辺と、着用者の胸の周りに回される下辺と、上辺の左端と下辺の左端とを結ぶ左辺と、上辺の右端と下辺の右端とを結ぶ右辺とによって規定される布状シートを備え、

互いに着脱可能に係合する首周りの係止部が上辺左右両端部に設けられ、この首周りの係止部同士に係止することによって、着用者の首周りに上辺が回された状態で着用されるものであり、

裾下の係止部が、下辺左端部と、下辺右端部とのそれぞれに設けられ、

この裾下の係止部に係合する上部の係止部が布状シートの上半分に設けられ、左辺と右辺の捲り上げた裾に係止できるようにしたことを特徴とする検診用ケープ。 10

【請求項2】

上部の係止部が、着用時左肩に位置する左上部係止部と、右肩に位置する右上部係止部と、背中に位置する背上部係止部との少なくとも3カ所の係止部であることを特徴とする請求項1記載の検診用ケープ。

【考案の詳細な説明】

【技術分野】

【0001】

本願考案は診察や健康診断などの検診の際、特に、マンモグラフィを受診する被験者が着用するのに最適な検診用ケープに関するものである。 20

【背景技術】

【0002】

従来より、検診の際には、着たり脱いだりするのが簡単な検診衣が開発されている。また、特許文献1のような部分的に露出することができる検査衣の提案もなされている。

【0003】

【特許文献1】特開平11-279815号公報

【考案の開示】

【考案が解決しようとする課題】

【0004】

ところが、マンモグラフィ検査にあっては、女性の胸部を検査装置で挟み付けて撮影を行なうため、上半身の衣服をまったく着用せずに検査を受けているのが実情であるため、検診に抵抗感を覚えることもあった。また、特許文献1にあっては、左右の胸部を別々に露出することも可能であるが、構造が複雑であり、露出に手間がかかると共に、露出させるために捲り上げた布の処理に関して何らの改良もなされておらず、マンモグラフィ検査中に布がずり落ちたりして検査を良好に行かないおそれがある。 30

【0005】

本願考案は、脱がずとも左右の胸部を別々に且つ迅速に露出させることができ、しかも、露出するために捲り上げた身頃に係止させることができ、円滑にマンモグラフィ検査ができるようにした検診用ケープの提供を目的とする。

【課題を解決するための手段】

【0006】

本願の請求項1に係る考案は、着用者の首の周りに回される上辺と、着用者の胸の周りに回される下辺と、上辺の左端と下辺の左端とを結ぶ左辺と、上辺の右端と下辺の右端とを結ぶ右辺とによって規定される布状シートを備え、互いに着脱可能に係合する首周りの係止部が上辺左右両端部に設けられ、この首周りの係止部同士に係止することによって、着用者の首周りに上辺が回された状態で着用されるものであり、裾下の係止部が、下辺左端部と、下辺右端部とのそれぞれに設けられ、この裾下の係止部に係合する上部の係止部が布状シートの上半分に設けられ、左辺と右辺の捲り上げた裾に係止できるようにしたことを特徴とする検診用ケープを提供せんとするものである。

本願の請求項2に係る考案は、上部の係止部が、着用時左肩に位置する左上部係止部と 50

、右肩に位置する右上部係止部と、背中に位置する背上部係止部との少なくとも3カ所の係止部であることを特徴とする請求項1記載の検診用ケープを提供する。

【考案の効果】

【0007】

本願考案は、裾下の係止部が、下辺左端部と、下辺右端部とのそれぞれに設けられ、この裾下の首周りの係止部同士を係止することによって、着用者の首周りに上辺が回された状態で着用されるものであり係止部に係合する上部の係止部が布状シートの上半分に設けられ、左辺と右辺の捲り上げた裾を首周りに係止できるようにしたものであるため、布状シートの左部分と、右部分とを別々に上に捲り上げることができ、しかも、この捲り上げた状態で係止できるため、最小の露出でマンモグラフィ検査を受けることができ、且つ、ま

10

【考案を実施するための最良の形態】

【0008】

以下、図面に基づき本願考案の実施の形態を説明する。

図1は本願考案の実施の形態に係る検診用ケープの展開図であり、図2は同着用状態の正面図、図3は同着用状態であって左前身頃を捲り上げた状態の正面図、図4は同着用状態であって左前身頃を肩まで捲り上げた状態の正面図である。

20

【0009】

このケープは、着用者tの首の周りに回される上辺2と、着用者tの胸の周りに回される下辺3と、上辺2の左端と下辺3の左端とを結ぶ左辺4と、上辺2の右端と下辺3の右端とを結ぶ右辺5とによって規定される布状シート1を備える。

ここで、上下とは着用状態を基準としての上下であり、左右とは着用状態の着用者自身の左右を基準としての左右を言う。

【0010】

この布状シート1は、布と同等の柔軟性を有するシートを意味するものであり、織地、編地、不織布、柔軟な合成樹脂シート、紙、これら素材の適宜複合積層材など、着用者の体に沿う柔軟性を有するものであれば適宜選択して用いることができる。

30

【0011】

またこの布状シート1は、1枚のシートで構成される必要はなく、図1のように、4枚の扇形の小シート11、12、13、14を互いに縫製等にて接合して、全体として1枚のシートを構成するものであればよい。また、首回りを別の連続したシート15としておくこともでき、2重の生地などを用いてもよい。

【0012】

布状シート1の展開した全体形状は、図1の半円形状などの扇形その他、長方形などの矩形、3角形を複数個組み合わせた形状など、人の首回りから胸部までの間を覆う事が出来る形状であれば適宜変更して実施し得る。ここで、胸部とは、乳房の下端位置から股下までの範囲を意味する。よって、着用時に下辺3はこ乳房の下端位置から股下までの範囲に位置して、布状シート1によって乳房を覆うことができるものである。具体的には、左辺4及び右辺5の上下長さは、30～60cm程度が適当である。上辺2は、首に沿い易いように曲線としておくことが望ましいが、直線であってもよい。同様に、下辺3、右辺4、左辺5も直線曲線の別は問わず、各辺の角部分はアールとして湾曲した柔らかい感じを与えるものであることも好ましい。また、端辺をテープでかがるなど、服飾デザイン上の適宜装飾を施しておくことも自由である。

40

【0013】

上辺2の左端部と、上辺2の右端部には、首周りの係止部61、62が設けられている。ここで、上辺2の左端部と、上辺2の右端部とは、幾何学的な意味で辺の上に位置するものに限るものではなく、ケープの左右の上部同士を接続できて、この係止によって着用

50

者の首周りに上辺が回された状態で着用され得るものであればよい。具体的には、シートの端縁から約10cmの範囲内であればよい。この首周りの係止部61、62には、凹凸嵌合のホック、面ファスナ、ボタンとボタンホール、結び紐など、種々の衣服用の適宜係止手段を採用すればよい。

【0014】

次に、下辺3寄りには、裾下の係止部63、64が設けられている。具体的には、下辺3の左端部係止部63と、右端部係止部64が設けられている。ここでも、幾何学的な意味ではなく、シートの端縁から約10cmの範囲内に設けられればよい。

【0015】

上記の裾下の係止部63、64に係合する上部の係止部65、66、67が布状シート1の上半分に設けられている。ここで、上半分とは着用時に着丈の約半分より上方の位置に位置する部分であり、望ましくは、肩付近(上胸から後肩までの間)である。

具体的には、着用時に、左肩付近に位置する左上部係止部65と、右肩付近に位置する右上部係止部66と、背中に位置する背上部係止部67との3カ所の係止部が設けられている。左と右の上部係止部63、65は、肩先付近に対応する位置に設けるのが最も望ましく、また、背上部係止部67は肩甲骨の間ぐらいの位置に設けるのが望ましいが、これに限るものではない。この左上部係止部65には、左端部係止部63が係止され、右上部係止部66には右端部係止部64が係止される。背上部係止部67には、左端部係止部63と右端部係止部64との双方が交互に係止される。

マンモグラフィ検査では、左右の乳房が交互に検査されるため、露出させる乳房も左右交互で足り、左右の前身頃が交互に捲り上げられればよい。よって、背中1箇所の背上部係止部67によって、左端部係止部63と右端部係止部64との双方が交互に係止されるものであれば足りる。

【0016】

ここで、図2～図4によって、その着用状態を説明する。

まず図2に示すように、身頃を捲り上げていない状態では、通常のケープと同様、首周りの係止部61、62が係止され、着用者の首周りに上辺2が回された状態で着用される。

【0017】

図3は、左身頃が捲り上げられ、左端部係止部63と左上部係止部65とが係止された状態を示したもので、これによって、乳房付近が露出した状態に左身頃を止めておくことができる。

【0018】

図4は、左身頃が大きく捲り上げられ、左端部係止部63と背上部係止部67とが係止された状態を示したもので、これによって、肩付近まで露出した状態に左身頃を止めておくことができる。

以上のようにこの実施の形態では、係止位置を変更して着用することによって、露出の程度を変更できる。また、個人の体型差をこの係止位置の変更によってカバーすることもできる。また、例えば、テープ状の面ファスナを用いることによって、自由に係止位置を変更することができるようにしてもよい。

【図面の簡単な説明】

【0019】

【図1】本願考案の実施の形態に係る検診用ケープの展開図である。

【図2】同着用状態の正面図である。

【図3】同着用状態であって左前身頃を捲り上げた状態の正面図である。

【図4】同着用状態であって左前身頃を肩まで捲り上げた状態の正面図である。

【符号の説明】

【0020】

1 布状シート

2 上辺

10

20

30

40

50

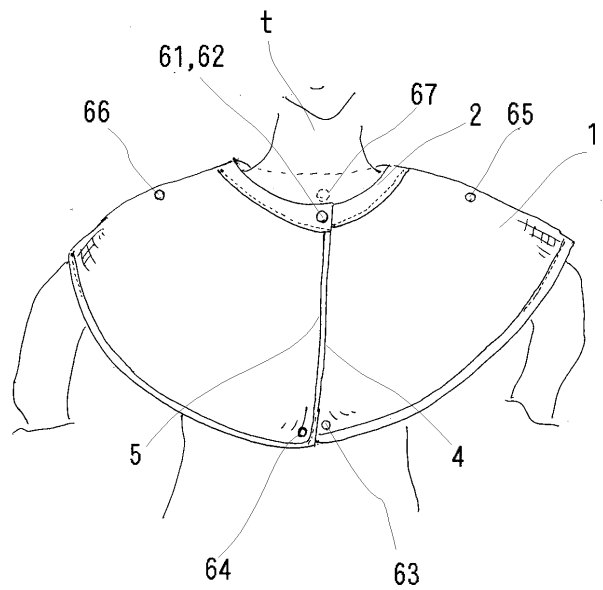
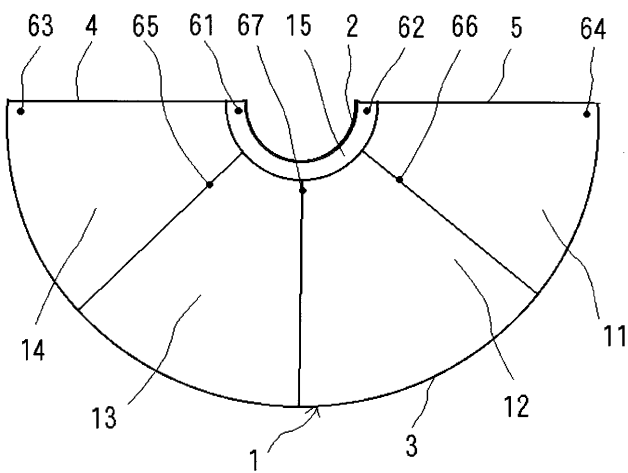
- 3 下辺
- 4 左辺
- 5 右辺
- 6 1 首周りの係止部
- 6 2 首周りの係止部
- 6 3 裾下の係止部（左端部係止部）
- 6 4 裾下の係止部（右端部係止部）
- 6 5 左上部係止部
- 6 6 右上部係止部
- 6 7 背上部係止部

【図 1】

【図 2】

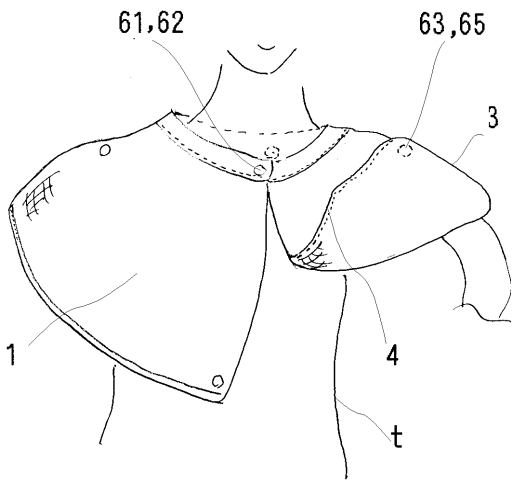
Fig. 2

Fig. 1



【 図 3 】

Fig. 3



【 図 4 】

Fig. 4

